

## 【ロシア】 ロシア人養子に関する米露協定

海外立法情報課・小泉 悠

\* アメリカに引き取られたロシア人養子に対する児童虐待が相次いでいる問題について、養子縁組手順の厳格化などを定めた米露協定が締結され、ロシア議会で承認された。

### 問題の背景

2012年7月、ロシア議会はアメリカ国民がロシア人児童を養子として引き取る際の手順に関する米露協定を承認した。両親を亡くしたなどの理由でアメリカ人に引き取られるロシア人児童は多い年で年間 5,862 人にも及び（2004 年）、これまでに合計 6 万人以上に達している（実際には 10 万人を超えるとの説もある）。アメリカにはこのような養子縁組を仲介する業者が多数存在している。しかし、こうして引き取られた児童が性的暴行や虐待を受けるケースも多い。確認されているだけで既に 19 人の児童がアメリカ人の養親によって殺害されているほか、養親側が、児童が難病にかかっていること等を知らされないまま引き取ってしまい、後から発覚するといった問題も相次いでいる。また、中には「10 代後半の養子」を専門に扱う業者もあり、事実上の人身取引であるとの指摘もある（注 1）。

このように、ロシア人養子に関して人権上の問題が数多く発生していることから、ロシア議会は養子縁組に関する指針の設定を強く要求してきた。また、人口の減少が続く中で若年人口が海外に流出している現状に対する反発もあり、ロシア人養子は減少傾向を示すようになった。2009 年にアメリカに引き取られたロシア人養子は 1,586 人と、ピーク時の 3 分の 1 程度に減少しているが、それでも外国で養子になるロシア人児童の数は中国とエチオピアに次いで世界で 3 番目に多い（注 2）。

こうした中で、2010 年 4 月、アメリカ人と養子縁組した 7 歳のロシア人児童が単身でロシアに送り返されるという事件が発生した。児童の素行が悪いとしてアメリカ人養親がロシアへの片道航空券を渡して一方的に送り返したものであるが、これに対してロシア政府は強硬に反発し、アメリカとの全養子縁組を一時的に中止すると宣言した。その後、2011 年から養子縁組が再開されたものの、引き取られたロシア人養子の数は 962 人に留まっている。また、2011 年にはアラスカ州でアメリカ人の養親がロシア人養子の口に辛いソースを流し込む等の虐待を行っていたとして逮捕された。

### ロシア人養子に関する米露協定

以上のような状況を背景に、米露両国は 2011 年 7 月 13 日、ロシア人養子に関する政府間協定（注 3）を結んだ。その後、ロシア議会では審議が長引いたものの、約 1 年後の 2012 年 7 月 30 日に批准手続が完了した。

同協定は、これまでほぼ無制限に行われてきた米露間でのロシア人の養子縁組に関

して、両国政府による一定の審査基準を設けるとともに、養子縁組後の児童の状況を政府が監視することを定めたものである。主な規定は次のとおりである。

- ・両国間で養子縁組を行う際は、親族間での養子縁組を除き、いずれかの国の主務官庁から認可を受けた業者の仲介を経なければならない。これらの業者は、養子縁組に関する届出を児童の出身国の領事館に行くほか、児童の生活・保育環境を管理し、児童の出身国の主務官庁にこれを報告する義務を負う。
- ・受入国の主務官庁は、養親の候補者が社会的・心理的に養親として適格であるかどうかの審査を実施しなければならない。
- ・養子縁組の継続が児童にとって最善の利益につながらないと判明した場合は、受入国の法律及び同協定に従って対応を決定する。
- ・児童を別の養親と養子縁組させる場合は、児童の出身国の主務官庁に対して、新たな養親についての情報提供を十分に行い、同意を得なければならない。
- ・児童本人の利益を考慮して出身国に帰国させる必要がある場合、受入国の主務官庁は出身国の主務官庁及び地方自治体と連絡及び調整を行い、児童を確実に帰国させなければならない。

#### 欧州諸国との養子縁組条約

ロシアは2011年11月、フランスとの間でもロシア人養子についての条約（注4）を締結しており、米露協定と同じ2012年7月30日に批准手続を完了した。基本的な規定は米露協定とほぼ同一で、政府の認可を得た仲介業者のみが養子縁組の仲介を実施できること、養親候補者に対しての審査を実施すること、養子縁組の中断及び再養子縁組の規定、児童の帰国等について規定されている。

さらに、ロシア政府の「児童の人権オンブズマン」を務めるパーヴェル・アスタホフによれば、イギリス、オランダ、スペイン、ドイツとの間でも同様の条約締結に向けた交渉が実施されている。

注（インターネット情報は2012年9月21日現在である。）

(1) “Russia Signs tougher adaption deal with U.S.,” *Reuters*, 30 July 2012.

(2) “Inter country adoption,” *The Christian Science Monitor*, 10 July 2012.

(3) Справка Государственно-правового управления к Федеральному закону «О ратификации Соглашения между Российской Федерацией и Соединёнными Штатами Америки о сотрудничестве в области усыновления (удочерения)»  
<[http://news.kremlin.ru/ref\\_notes/1284](http://news.kremlin.ru/ref_notes/1284)>

(4) Справка Государственно-правового управления к Федеральному закону «О ратификации Соглашения между Российской Федерацией и Французской Республикой о сотрудничестве в области усыновления (удочерения)»  
<[http://news.kremlin.ru/ref\\_notes/1282](http://news.kremlin.ru/ref_notes/1282)>